



栃木県公報

平成 25 年
8 月16日(金)
第2505号

目 次

告 示

- 各種学校の廃止認可..... 689
- 地籍調査事業計画の決定..... 689
- 土地改良区定款変更の認可..... 690
- 土地改良区の土地改良事業計画変更に対する適当決定及び公告縦覧..... 690
- 道路の区域の変更..... 691
- 道路の供用開始..... 691

公 告

- 土地改良区役員の就任..... 692
- 都市計画変更図書の写しの縦覧..... 692
- 同..... 692
- 開発行為の工事完了..... 693

選挙管理委員会

- 不在者投票を行うことができる施設の名称の変更..... 693

告 示

栃木県告示第449号

学校教育法（昭和22年法律第26号）第134条第2項において準用する同法第4条第1項の規定により、平成25年8月7日付けで、次のとおり各種学校の廃止を認可した。

平成25年8月16日

栃木県知事 福田 富一

名 称	所 在 地	設 置 者
日本教育演劇道場	那須塩原市下大貫1246番地	一般財団法人日本教育演劇道場

(文書学事課)

栃木県告示第450号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項の規定により、平成25年度地籍調査事業計画を定めたので、同条第5項の規定により次のとおり公示する。

なお、調査地域を示す図面は、栃木県農政部農村振興課及び関係市町に備え置いて縦覧に供する。

平成25年8月16日

栃木県知事 福田 富一

調査を行う者の名称	調 査 地 域	調 査 期 間
宇都宮市	宇都宮市のうち下栗Ⅱ、下栗Ⅲ、下栗Ⅳ、下栗Ⅴ、下栗Ⅵ、中里原Ⅴ・上田Ⅰ、宝木Ⅰ・駒生Ⅰ、宝木Ⅱ・駒生Ⅱ、屋板Ⅰ、屋板Ⅱ・上横田、屋板Ⅲ、川田、下田原Ⅳ、氷室ⅩⅠ・上籠谷Ⅷ、上籠谷Ⅸ、西刑部Ⅲ及び宝井Ⅰ地区	
栃木市	栃木市のうち部屋ⅩⅦ及び部屋ⅩⅧ地区	

日光市	日光市のうち和泉Ⅳ地区
小山市	小山市のうち羽川Ⅳ、羽川Ⅴ及び観晃橋西Ⅲ地区
大田原市	大田原市のうち南金丸Ⅳ及び南金丸Ⅴ・大豆田Ⅰ地区
矢板市	矢板市のうち乙畑Ⅱ、乙畑Ⅳ、乙畑Ⅴ、安沢Ⅵ及び安沢Ⅶ地区
那須塩原市	那須塩原市のうち東小屋Ⅰ及び東小屋Ⅱ地区
さくら市	さくら市のうち長久保Ⅰ及び蒲須坂Ⅱ地区
那須烏山市	那須烏山市のうち曲田Ⅲ、曲田Ⅳ、日野町Ⅱ・中央Ⅰ、大木須Ⅱ及び大木須Ⅲ地区
下野市	下野市のうち小金井Ⅲ、薬師寺Ⅷ及び仁良川Ⅰ地区
上三川町	上三川町のうち多功Ⅱ、大山Ⅰ、磯岡Ⅰ及び五分一Ⅰ・坂上Ⅰ地区
茂木町	茂木町のうち山内Ⅲ地区
芳賀町	芳賀町のうち下高根沢Ⅰ、下高根沢Ⅱ及び下高根沢Ⅲ地区
壬生町	壬生町のうち藤井壬生甲・乙Ⅰ及び藤井壬生甲・乙Ⅱ地区
塩谷町	塩谷町のうち清水・新谷Ⅰ、宿下・宿上Ⅰ及び板橋Ⅰ地区
高根沢町	高根沢町のうち寺渡戸、太田及び太田Ⅱ地区
那須町	那須町のうち音羽町Ⅰ及び前原地区
那珂川町	那珂川町のうち馬頭Ⅵ、馬頭Ⅶ、馬頭Ⅷ、和見Ⅲ及び和見Ⅳ地区

平成25年 4月 1日から
平成26年 3月31日まで

(農村振興課)

栃木県告示第451号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

平成25年 8月16日

栃木県知事 福 田 富 一

土 地 改 良 区 名	認 可 年 月 日
日 光 市 土 地 改 良 区	平成25年 7月26日

栃木県告示第452号

次の土地改良区から申請のあった土地改良事業計画の変更に関し、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により審査を行った結果適当と決定したので、同条第6項の規定により公告する。

なお、同法第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、変更後の土地改良事業計画書の写しを所轄農業振興事務所において縦覧に供する。

この公告に係る決定に対して異議がある者は、同法第48条第9項において準用する同法第9条第1項の規定により、所轄農業振興事務所を経由して、栃木県知事に申し出ることができる。

平成25年 8月16日

栃木県知事 福 田 富 一

土地改良区名	事業名	縦覧期間	異議申出期限	所轄農業振興事務所
吹上東部土地改良区	吹上東部地区土地改良(維持管理)事業	平成25年8月19日から同年9月13日まで	平成25年9月30日	下都賀農業振興事務所

(農地整備課)

栃木県告示第453号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、平成25年8月16日から同年9月17日まで一般の縦覧に供する。

平成25年8月16日

栃木県知事 福田 富一

I

道路の種類 県道

路線名 一般県道 山形寺岡線

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
175	前	佐野市赤見町2682-1から 佐野市赤見町2369-1まで	15.4～23.0	140.0	
	後	佐野市赤見町2682-1から 佐野市赤見町2369-1まで	20.3～32.5	140.0	

II

道路の種類 県道

路線名 一般県道 雀宮真岡線

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
193	前	真岡市亀山3235-7から 真岡市亀山二丁目4まで	16.0～19.0	457.0	
	後	真岡市亀山3235-7から 真岡市亀山二丁目4まで	16.0～19.0	457.0	

栃木県告示第454号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、平成25年8月16日から同年9月17日まで一般の縦覧に供する。

平成25年8月16日

栃木県知事 福田 富一

整理番号	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
	一般国道400号	那須塩原市上赤田238-28から 那須塩原市上赤田238-291まで	平成25年8月16日
175	一般県道 山形寺岡線	佐野市出流原町17-1から 佐野市赤見町1246-2まで	平成25年8月23日 正午

176	一般県道 杉山石末線	塩谷郡高根沢町大字太田字薬師堂369から 塩谷郡高根沢町大字太田字谷中481まで	平成25年 8月16日
193	一般県道 雀宮真岡線	真岡市亀山3235-7から 真岡市亀山二丁目4まで	平成25年 8月16日

(道路保全課)

公 告

○土地改良区役員の就任

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次のとおり土地改良区の役員について就任の届出があったので、同条第17項の規定により公告する。

平成25年 8月16日

栃木県知事 福田 富 一

土地改良区名	役職名	退任役員氏名	就任役員氏名	住 所	退 任 年 月 日	就 任 年 月 日
壬生町土地改良区	理 事		早乙女和久	下都賀郡壬生町大字羽生田424		25.3.27
たかはら土地改良区	理 事		和氣 操	矢板市倉掛199-1		25.8.2
	〃		落合 勇人	〃 上伊佐野322		〃
	〃		和氣 勝美	〃 倉掛690		〃
	〃		齋藤 洋	〃 〃 954-4		〃
	〃		石塚 恵久	〃 〃 537-1		〃
	〃		君嶋 武久	〃 〃 557		〃
	〃		高瀬 洋	〃 上伊佐野288		〃
	監 事		君島 永世	〃 倉掛555		〃
	〃		和氣 善洋	〃 〃 227-1		〃
	〃		格和 信靖	〃 上伊佐野446		〃

(農地整備課)

○都市計画変更図書の写しの縦覧

矢板市が都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により平成25年 8月 2日に変更した、矢板都市計画道路の関係図書の写しを同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、栃木県県土整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成25年 8月16日

栃木県知事 福田 富 一

○都市計画変更図書の写しの縦覧

矢板市が都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により平成25年 8月 2日に変更した、矢板都市計画用途地域の関係図書の写しを同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、栃木県県土整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成25年 8月16日

栃木県知事 福田 富 一

○開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、開発行為に関する工事の完了に係る検査済証を交付したので、同条第3項の規定により公告する。

平成25年 8月16日

栃木県知事 福 田 富 一

開 発 区 域 (工区に含まれる地域の名称)	開 発 許 可 を 受 け た 者	
	住 所	氏 名
河内郡上三川町大字東蓼沼字新田後312番2、313番2	河内郡上三川町大字上蒲生2027番地1トレゾールⅢ202	森 和 亮
塩谷郡高根沢町大字上柏崎字横場528番8	塩谷郡高根沢町大字宝積寺997番地1林マンションF308号室	河 野 義 朋 河 野 果 倫
塩谷郡高根沢町大字上高根沢字上大龍内3501番7	塩谷郡高根沢町大字上高根沢2733番地	上 野 実
真岡市寺内1467番1、1468番2、寺内字大野原1022番7、1022番8	真岡市寺内1468番地	益子屋有限会社
真岡市下籠谷字見塚2588番1、2586番2の一部	真岡市下籠谷3827番地	野 澤 康 久
下野市川中子字北台1528番4	茨城県古河市上片田352番地モスフロックスA-102	大 橋 祐 一
下野市川中子字南谷401番7	下野市川中子3329番地415ノーブル202	内 藤 恵 美 内 藤 拓 海
下野市小金井字権現堂1184番4	下野市烏ヶ森一丁目5番地3フローレンスF102	木 村 幸 博
下都賀郡野木町大字佐川野字西原1775番10	下都賀郡野木町大字佐川野1775番地4	館 野 広 昭
下都賀郡野木町大字友沼字南田5052番5、5052番10	下都賀郡野木町大字丸林2番地1メイプル・コート103号	安 藤 文 江
下都賀郡野木町大字友沼字南田5052番6、5052番11	下都賀郡野木町大字友沼5052番地6	佐 藤 和 枝 佐 藤 哲 夫
下都賀郡岩舟町大字新里字丸山72番1、72番2、72番3、72番6、72番7	下都賀郡岩舟町大字新里72番地	川 島 淳 一 川 島 美 智 子

(都市計画課)

選挙管理委員会

栃木県選挙管理委員会告示第54号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号の規定による不在者投票を行うことができる施設について、次のとおり施設の名称の変更があったので告示する。

平成25年 8月16日

栃木県選挙管理委員会委員長 小 林 恒 夫

施 設 の 名 称		所 在 地
変 更 前	変 更 後	

社会福祉法人聖心の布教姉妹会 聖
園ヨゼフ老人ホーム

社会福祉法人みその 聖園ヨゼフ老
人ホーム

那須烏山市南 1-2806-1